

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

57期(2003/平成15年)

研修所の香り



会員 吉川 愛 (57期)

1 司法研修所での前期修習の思い出

司法研修所の前期修習の一番の思い出はやはり「交流」である。前期修習はどことなくゆったりとした雰囲気があり、研修はもちろんであるが、土日には旅行やスポーツイベントがあり、平日も課外にテニスコートでテニスをしたりして過ごした。私は寮に入っていたので、ほぼ3か月間研修所のメンバーとのみ接していたと思う。今まで現実にはほとんど触れてきたことがなかった裁判官、検察官、弁護士の各教官から、研修の講義はもちろん、課外でもたくさんの交流を持たせてもらい、私にとっては一気に法曹が身近なものとなった。

2 実務修習の思い出

徳島では、当時6名の修習生が配属された。一年間、地元徳島で実家から通った修習は私の進路を大きく変えることとなった。

まず思い出されるのは検察修習である。徳島では6人という少ない修習生であったこともあるのか、2人組になってたくさんの事件を扱わせてもらった。身柄事件の中で、ある傷害事件の被疑者がとても不遇な環境にあり、起訴猶予が相当と見込まれていることから、10日間で処理すべき事案ではないか、と指導担当検事に話したところ、私の意見を尊重して頂き、10日間で被疑者は起訴猶予で身柄が解放された。もう16年も前のこととなるが、検察庁内という今となっては簡単に入れない場所で、検察官はただ被疑者を厳しく罰することを目指しているのではなく、被疑者個々人と向き合いながら当該被疑者に必要な対応をしているということを感じることができた。

次に印象深いのは、よく飲みにつれて行ってもらった

弁護士から、殺人否認事件の弁論要旨を、当時の修習生3人で一から起案をさせて頂いたことである。被告人にも実際に接見させてもらい、証人尋問も全て見ることができた上での弁論要旨である。何度となく当該弁護士の事務所に集まり、寿司を食べながら弁論要旨について議論を重ね、最終的に3人でパートを分けて起案した。最終弁論の時期には弁護修習は終了し、私たちは民裁修習となっていたが、最終弁論の日は3人で許可をもらって傍聴に行った。嬉しいことに私たちの起案はほぼそのまま採用されていた。あとで当時刑裁修習であった修習生から、担当裁判官が「今日の弁護人の最終弁論は頑張っていたなあ」と話していたと聞いた。残念ながら有罪判決ではあったが、被告人から当該弁護士には感謝の手紙が届いたと後で聞いた。

実務修習は、私にとっては弁護士の生の仕事を見られる初めての機会で、全てが新鮮であった。関わるすべての方が事件に真剣に向き合い、解決を目指していた。私もこのような仕事がしたいと思い、渉外事務所内に定していた私の進路はここで変更されることとなった。

3 司法研修所後期修習の思い出

教官からの最後の言葉で、「弁護士はかっこよくあれ」「仕事で嘘だけは付くな」が今でも印象に残っている。この二つを守っていけば弁護士として大きく道は外さないであろうと思う。後期は勉強が多かったが、最終日、研修所の寮で同期と別れるときは本当に寂しかった。あの日の研修所の廊下の香りが、弁護士会館の人のいない階段の香りとはどことなく似ていて、その香りがかぐとあの頃のフレッシュな感覚が少しだけ蘇る。